

令和6年2月19日  
教育長答弁実録  
（教育委員会）

（問）国や自治体が指定した史跡の安全対策について

国や自治体の史跡として指定され、所有者不明や不在となっている史跡と周辺土地の、災害時の復旧や安全対策の責任はどこにあるのか、教育長の所見を伺う。

また、歴史ある史跡を守るために、県が指定する史跡の災害時の復旧や安全対策をどのように考えているのか、併せて、教育長の所見を伺う。

（答）

県教育委員会におきましては、災害による文化財被害の予防や、被災文化財の復旧を目的とした措置を講じるための指針として、令和4年3月に、「広島県文化財防災マニュアル」を策定し、文化財の所有者、市町、県教育委員会及び国の役割等を定めているところでございます。

史跡の災害復旧及び安全対策につきましては、所有者がその役割を担い、市町、県教育委員会及び国は、予防措置及び復旧に対する支援や、専門的見地からの助言などを行うこととしております。

こうした中、所有者が判明しない県指定史跡につきましては、広島県文化財保護条例の規定により、同意を得た上で、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、必要な管理を行わせることができるとしております。

御指摘の、県指定史跡の石鎚山古墳群の法面につきましては、史跡指定エリアの外に位置することから、広島県文化財保護条例の適用外となりますが、対策を講じなければ、史跡の適切な保護に支障を来すおそれがあることから、県教育委員会から地元自治体に対策を要請し、現在、関係者により、協議が行われている状況にございます。

また、福山市指定史跡の薮山神社の対策につきましても、関係者において、調整が進められているものと考えております。

県教育委員会といたしましては、引き続き、所有者、市町、国と連携しながら、県指定史跡の適切な保護に努めてまいりたいと考えております。